

刈谷市高齢者配食サービス 【宅配クック123】

一般食

普通食
600円



幸たんぱく食
650円



健康ボリューム食
700円



カロリー・
塩分調整食



高齢者の皆さまの健康と栄養バランスを考えた食事
で、健康寿命の延伸を目指したお弁当です。
ご家族・ご親類の方、ケアマネジャーの方、地域包括
支援センターの皆さま、地元警察と連携しながら、高
齢者の皆さまの健康と安全の見守りサービスを行っ
てまいります。

調整食 各775円

腎臓病食



透析食



やわらか食



ムース食



※どの食事にも
ごはんがつきます。



※利用日は、月～金で曜日を5日まで選択できます。
使い捨て容器です。

キザミ食・やわらかご飯・おかゆに対応しています。※要相談

電話：0561-65-3535（みよし市三好町）

利 用 上 の 注 意 点

この事業での無料試食の提供はありません。



①費用負担と支払い方法

- ・一般食の費用負担額は、市民税の課税状況により変わります。
市民税課税世帯：弁当代全額を負担
市民税非課税世帯：弁当代から300円を引いた額を負担
- ・調整食の費用負担額は、弁当の金額から400円を引いた額になります。
- ・支払い方法は業者と決めてください。（口座引落、銀行振込、現金後払い）

②配達

配達時間は業者から指定されます。

弁当を自宅にて本人に直接手渡しし、安否確認をします。

※置き配（弁当を置いておくこと・置き場所を指定すること）はできません。

③業者の変更

業者を変更したい場合は、毎月15日までに社会福祉協議会へ連絡してください。
翌月から業者変更ができます。

ただし、業者変更は原則として3か月利用後が目安となります。

④キャンセル及び休止・終了について

キャンセルは、前日の午後0時までに社会福祉協議会または宅配クック123へ電話連絡してください。

※前日が休日・祝日の場合は業者へ直接キャンセルの連絡をしてください。

●休止とは、旅行・入院など長期に不在になる場合に一時的に利用をやめることをいいます。休止の連絡または再開希望は、事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。休止期間が**6か月を超えた場合**は、新たに申請が必要となります。

●終了とは、今後のサービスの利用を希望しない意思を表示したうえで利用をやめることをいいます。事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。

利用終了者の再開は、新たに申請が必要となります。

※不在（受取できない等）の場合、利用者負担額として1食分の料金をいただきます。ご了承ください

申請先：刈谷市役所長寿課 電話 62-1063

問合せ先：刈谷市社会福祉協議会生活支援課

電話 23-1600